

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

栃木国民年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料（同年1月及び同年2月は、付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和50年10月25日に国民年金に任意加入し、併せて付加年金にも加入した。51年4月から保険料の納付方法を口座振替に切り替えたことに伴い、付加年金は辞退したが、それまでの保険料はきちんと納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外に未納は無く、第3号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、年金制度及び保険料納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間であり、かつ3か月と短期間であることから、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が所持している年金手帳を見ると、昭和50年10月25日から51年3月13日までの期間について、付加年金に加入していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（昭和51年1月及び同年2月については、付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
会社を辞めたため、両親が国民年金の手続をしてくれた。保険料もきちんと納付してくれていたため、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金に加入した昭和40年6月以降、60歳到達により資格喪失するまで、保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月に払い出されており、この時点で申立期間は保険料の納付が可能な期間であるとともに、49年度分の保険料はさかのぼって納付されていることから、申立期間についても、併せて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月

国民年金に加入して以来、夫婦二人分の保険料を妻が毎月銀行で納めていたので、未納は無いと思っていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をその妻が毎月銀行で納めていたと申し立てており、事実、オンライン記録で納付日が確認できる平成9年度以降、申立人及びその妻の納付日はすべて同一日であることから、基本的に夫婦一緒に納付していたと考えられるところ、申立期間について、その妻は納付済みとなっている。

また、申立人及びその妻は、申立期間の直前まで10年以上にわたり継続して保険料を納付しており、申立期間の後も未納は無いことから、1か月と短期間である申立人の申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成9年3月から同年9月までは38万円、同年10月から11年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年3月1日まで
② 平成9年3月1日から11年3月31日まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間①について、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間②について、元同僚の記録が訂正されたと聞き確認したところ、自分の標準報酬月額及び厚生年金保険料も給与明細書と異なるので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成9年3月から同年9月までは38万円、同年10月から11年2月までは41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日以降の同年4月6日付けで、遡^{そきゅう}及して9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほか8人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該期間当時の商業登記簿謄本から、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、元同僚は「申立人は、当時、B担当部長であったが、社会保険事務などの重要な仕事は社長が行っていた。」と証言していることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に

係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年3月から同年9月までは38万円、同年10月から11年2月までは41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は平成8年5月25日となっている上、複数の元同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る勤務状況についての証言は得られない。

また、オンライン記録によると、申立人の平成8年1月及び同年2月分の国民年金保険料については、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入していた10年2月27日にさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は他界しており、当時の状況を確認できない。

加えて、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

昭和42年からA社に勤務し、48年に親会社のB社に吸収合併された際にも、継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録に1か月の未加入期間があるのは納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元事業主及び複数の元同僚は、「2か所の工場の管理を一本化するため、社会保険の資格については、昭和48年8月1日付けでA社の従業員9人をB社に移す届出をしたので、当該従業員については、申立期間についても継続して勤務していたし、給与から厚生年金保険料の控除もしていた。」と証言していることから、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和48年6月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行い保険料も納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1301

第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が昭和19年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年11月から20年4月までは70円、同年5月から同年7月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年8月31日まで

私は、昭和19年8月1日からA社B工場に勤め、20年8月の終戦後に退職するまで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が、昭和19年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、資格喪失日の記録は確認できない。

また、当該事業所を継承したA社Cグループが保管する被保険者台帳においても、申立人と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が昭和19年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格喪失日の記録は確認できないが、20年5月1日に標準報酬月額等級改定の記載があることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、終戦時まで当該事業所において申立人と一緒に働いていたとする同僚を含む複数の同僚は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該被保険者台帳における申立人の被保険者記録前後の被保険者の資格喪失日は、その多くが同年8月31日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると確認

でき、A社B工場の事業主は、申立人が昭和19年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所が保管する被保険者台帳の記録から、昭和19年11月から20年4月までは70円、同年5月から同年7月までは80円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和19年8月1日から同年10月1日までの期間については、制度上、女子が厚生年金保険の適用期間とされたのが同年10月1日からであることから、当該期間は厚生年金保険の加入期間ではない。

また、昭和19年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人の主張以外に勤務の実態を確認することができず、また、厚生年金保険料が控除されていたことについても、申立人は具体的な記憶を有していない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、昭和19年8月1日から同年11月1日までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月21日から同年7月1日まで

A社に平成18年6月30日まで勤務し、同年7月1日付けで系列会社のB社に移ったが、A社に係る同年5月及び同年6月の厚生年金保険の加入記録が無い。当該事業所も資格喪失日を誤って届け出たことを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及びA社から提出された賃金台帳により、申立人が申立てに係るグループ会社に勤務し（平成18年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成18年4月のオンライン記録、及び上記賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を平成18年7月1日とすべきところ、誤って同年5月21日として届け出たとしていることから、事業主は同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②のうち、平成11年2月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②のうち、平成13年8月1日から14年1月1日までの期間及び15年1月1日から同年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年8月から同年12月までは22万円、15年1月は10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成13年8月から同年12月までの期間及び15年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月1日から10年4月1日まで
② 平成10年4月30日から15年5月22日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が著しく低くなっていることに納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から10年3月までは41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日以降の同年6月12日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか12人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は当該期間において、役員ではなかったことが確認でき、事業主は、「当時、社会保険料の滞納があつ

た。申立人は社会保険事務については関与していない。」と証言しており、当時の同僚は、「申立人の仕事内容はC業務であり、社会保険事務については関与していない。」と証言していることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成9年1月から10年3月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成11年2月1日から13年8月1日までについて、オンライン記録によると、申立人のB社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同年3月6日付けで、さかのぼって24万円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか12人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は当該期間において、役員ではなかったことが確認でき、事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、納付ができなかったので標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する手続きをした。また、申立人の仕事内容はC業務であり、社会保険事務には関与していない。」と証言しており、当時の同僚は、「申立人の仕事内容はC業務であり、社会保険事務については関与していない。」と証言していることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成11年2月から13年7月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間②のうち、平成13年8月1日から14年1月1日までの期間及び15年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、市の課税資料の社会保険料控除額から、13年8月から同年12月までは22万円、15年1月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていること

から、事業主は、市の課税資料で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成10年4月30日から11年2月1日までの期間、14年1月1日から15年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年5月22日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、市の課税資料においても社会保険料控除額が確認できず、ほかに当該期間の申立人に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認できる関連資料等は見当たらない。

また、B社の事業主は、「会社の経営が苦しく給料を払えなかった時期もあるので、適正な届だったと思う。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年後の昭和 41 年 3 月 25 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年10月までの期間及び46年4月から同年7月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年10月まで
② 昭和46年4月から同年7月まで

国民年金保険料は、父親が家族の分をまとめて納付組織を通じて納付していたところ、回覧板に挟まれていた他の人の納付書を見て付加年金制度を知り、私が役場に出向いて、自分と両親の付加年金への加入申込みをした記憶があるので、申立期間①及び②について、付加保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身及び両親に係る付加年金の加入手続を行い、付加保険料を含めた国民年金保険料は、父親が納付組織を通じ納付していたと主張しているが、その父親は既に他界しているため、当該期間の付加保険料の納付状況が不明である。

また、付加年金制度は昭和45年10月に発足しており、申立期間の大部分はこれ以前の期間であることから、付加年金の加入手続を行った時期に係る申立人の記憶は曖昧^{あいまい}と見受けられるところ、国民年金被保険者名簿によると、その母親は、47年7月から付加年金に加入していることが確認でき、この時点で申立人は厚生年金保険の被保険者であることから、付加年金に加入することができない。

さらに、付加保険料は、さかのぼって納付することができないことから、申立人が昭和47年7月以降に申立期間の付加保険料を納付した可能性は考え難い。

なお、申立人の父親は、申立期間②について付加保険料を納付しているが、

その父親は農業者年金加入者であったことから、さかのぼって納付することが可能であったと考えられ、事実、その父親の昭和46年1月から47年3月までの付加保険料は、同年9月に追納されていることが確認できる。

このほか、申立人の父親が、申立期間①及び②について、申立人の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年10月まで

平成元年7月末に会社を退職した後、結婚までの数か月の間に保険証が必要とのことで父親が国民健康保険の手続をしてくれた。その時に国民年金の加入手続も行い、保険料も納めていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父は高齢のため聴取できず、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年7月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について、「郵送された納付書の金額は、給料から控除されていた健康保険料及び厚生年金保険料の合計額より高額であったことを覚えており、月1万円以上であった。」としているが、当時の保険料額は月8,000円であるとともに、市からの回答によると、申立人は申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが確認できることから、当該納付書は国民健康保険料の納付書であった可能性が考えられる。

このほか、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年3月まで
申立期間当時、A区でB店を経営していた。店舗に係る税金・公共料金などと一緒に国民年金保険料も口座引き落としを利用して納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年3月31日の時点で退職共済年金の受給権が発生していたため、申立期間当時、国民年金は任意加入となるが、申立人から聴取しても、加入手続をした記憶は無いとしていることから、当該期間における加入状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、国民年金に加入していたことを示す記載は無く、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間は、定期的に昇給していたにもかかわらず、申立期間はその直前より標準報酬月額が下がっている。申立期間当時は私が社会保険事務を担当していたが、標準報酬月額が下がった記憶は全く無いので納得できない。適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している人事記録により、申立人は昭和 59 年 3 月 31 日に当該事業所を定年退職し、同年 4 月 1 日からは嘱託社員としての雇用契約を締結し、当該契約に伴い、給与額が減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録上の申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録は、厚生年金保険被保険者原票及び企業年金連合会が保管している厚生年金基金の加入記録で確認できる標準報酬月額の記録とすべて一致している。

このほか、申立人に係る当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月から31年8月まで
② 昭和31年9月から33年12月26日まで
③ 昭和44年2月26日から同年6月2日まで

すべての申立期間について、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務したとしているが、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当該事業所の同僚について、その姓しか記憶していないため特定ができず、当時の状況等について照会することができない。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が当該期間においてB社C出張所内でD社の現場作業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「申立てに係る関連資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、当時の状況を確認することができなかった。

また、同僚の一人は、「当時、臨時雇いの作業員と本採用の作業員がいて、自分は本採用だったので社会保険に加入していたが、臨時雇いの作業員については社会保険に加入していなかった。」としているところ、申立人は、臨時雇いか本採用かは不明であるとしている上、他の同僚は、「本社採用と現場採用があり、自分は本社採用で現場に配属になったので社会保険に加入していた。」としているところ、申立人は現場採用であったとしている。

申立期間③について、申立人は、E社（現在は、F社）又は、G社のいずれ

かに勤務したとしている。

しかしながら、F社の事業主から提出された申立人に係る履歴書及び社員カードによると、申立人は当該事業所に昭和44年6月1日に採用、同年6月2日に入社と記載されており、申立期間③について勤務の事実は確認できない。

また、当該事業所に係る雇用保険の資格取得年月日も昭和44年6月2日となっている。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和44年2月26日に資格を喪失し、健康保険証を返納した記録が確認できる。

加えて、オンライン記録によりG社は、昭和44年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

なお、申立期間②及び③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とオンライン記録は一致している上、当該期間についてそれぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間①、②及び③において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 10 月 11 日から 36 年 5 月 1 日まで

昭和 35 年 6 月ごろから 36 年 4 月ごろまで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を見ると同年 10 月 1 日から同年 10 月 11 日までの 1 月分しか被保険者記録が無い。11 日しか勤務していなかったということは無いので、申立期間①及び②についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持する写真から、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和 35 年 10 月 1 日から同年 10 月 11 日までの期間の前後についても、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所における勤務期間についての明確な記憶が無く、照会をした同僚も「申立人を知らない。」、又は「申立人はいたと思うがよく覚えていない。」と回答していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、複数の同僚が、「当時は試用期間があり、入社してすぐには社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、その中の一人は、「1 年近く勤務していたにも関わらず、厚生年金保険の被保険者記録は 2 か月しか無い。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 11 日に当該資格を喪失した記録になっており、この記録はオンライン記録と一致している上、当該名簿の申立人の欄に、健康保険証が

返納されたことを意味する「証返納済」の記載が確認できる。

加えて、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。